

○北海道障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例

平成18年3月31日条例第6号

改正

平成18年3月31日条例第57号

平成18年12月22日条例第95号

平成25年3月29日条例第20号

北海道障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例をここに公布する。

北海道障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項及び第2項並びに第104条並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第50条の規定に基づき、北海道障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）の設置並びに組織及び運営並びに診断等をさせた医師等に対する報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第98条第1項の規定に基づき、知事の諮問に応じ、法第97条第1項の審査請求の事件を取り扱わせるため、知事の附属機関として、不服審査会を置く。

(委員の定数)

第3条 法第98条第2項の条例で定める員数は、25人以内とする。

(診断等をさせた医師等に対する報酬等)

第4条 法第103条の規定により知事が診断その他の調査（以下「診断等」という。）をさせた医師その他知事が指定する者に対し支給する報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額を勘案して知事が定める額
- (2) その他知事が指定する者 北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）別表第2に規定する附属機関のその他構成員の報酬額

2 前項の医師その他知事が指定する者に係る当該診断等のために必要な経費は、その実費を弁償することができる。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第57号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日条例第95号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第20号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。